

高知県指導農業士活動促進事業実施要綱

第1 趣 旨

本県農業の発展と地域社会の活性化を図るためには、地域農業の次代を担う農業後継者の育成が必要であり、これにはU・Iターンをはじめとする就農希望者の就農開始に向けた支援が不可欠である。

就農支援にあたっては、行政の支援だけでなく、地域において優れた農業経営を行っている先進的農家による技術指導や就農に関する助言等の協力が重要である。また、産地提案書による受入体制の充実・強化に向けて、地域担い手育成総合支援協議会等（以下「地域協議会」という。）と連携して就農希望者の研修受入等に協力することも重要である。

このため、地域農業の担い手となる農業者の育成に意欲的に取り組んでいる農業者を指導農業士として県が認定を行い、農業後継者育成に関する意見を聴するとともに、指導農業士が行う農業研修生受け入れ活動への支援等を行う。

第2 事業の実施主体

関係機関及び団体等の協力を得て、県が実施する。

第3 事業の内容

事業の内容は、次のとおりとする。

- 1 指導農業士の認定
- 2 指導農業士活動の促進

第4 指導農業士活動の内容

- 1 農業研修生の受け入れ
- 2 就農開始に必要な地域情報の提供と仲介などの就農支援活動
- 3 新規就農希望者を対象とした研修への参画及び助言指導
- 4 新規就農者育成活動に関する農業行政への提言
- 5 その他、地域農業の担い手となる農業者の育成に関する取り組みの実施

第5 事業の推進

- 1 指導農業士の認定等

(1) 認定の主体

県が認定する。

(2) 指導農業士の認定要件

次のすべての要件を満たしている者を認定する。

- ア 高知県内に在住する農業者であること。
- イ 栽培技術や経営管理能力に優れていること。
- ウ 地域の担い手確保対策への貢献度が高く、社会的信頼が厚いこと。
- エ 農業研修生の受け入れ実績もしくは指導実績がある者または今後、研

修生の受入れが確実と見込まれる者であり、就農開始に必要な地域情報の提供と仲介などの就農支援活動が実施できること。

オ 産地提案書による受入体制の充実、強化に協力できること。

(3) 認定の手續

ア 地域担い手育成総合支援協議会長等（以下、「地域協議会長」という。）が、指導農業士認定候補者を選出して知事に推薦する。

イ 地域協議会長の推薦にあたっては、所管の農業振興センター所長が当該指導農業士認定候補者から指導農業士認定推薦承諾書（別記様式第2号）を得たうえで、認定候補者調書（別記様式第3号）及び認定候補者農業経営実績調書（別記様式第4号）を本人の協力のもと作成し、これを地域協議会長の提出する指導農業士認定推薦書（別記様式第1号）に添付する。

なお、農業振興センター所長は、指導農業士認定候補者の農業経営主幹作目が畜産の場合は、所管する家畜保健衛生所長と連携して調書を作成する。

(4) 認定

ア 知事は、指導農業士認定推薦書の提出を受けたときは、高知県指導農業士認定委員会（以下、「認定委員会」という。）の意見を聴いたうえで、認定の適否について決定しなければならない。

イ 認定委員会の構成及び組織運営については、別に定める高知県指導農業士認定委員会設置要領（以下、「設置要領」という。）による。

(5) 認定の措置

知事は、認定候補者を指導農業士として認定したときは、認定証（別記様式第5号）を交付するとともに、地域協議会長、関係市町村長及び関係農業協同組合長に通知する。

(6) 指導農業士認定の取り消し等

ア 知事は、指導農業士の認定を受けた者から指導農業士辞退届（別記様式第6号）が提出された場合は、認定を取り消すことができる。

イ 指導農業士の認定を受けた者が、第5の1の（2）の要件を欠くと認められる場合、知事は推薦者及び認定委員会の意見を聴いたうえで認定を取り消すことができる。

ウ 認定を取り消した場合は、本人及び地域協議会長、関係市町村長並びに関係農業協同組合長に通知する。

エ 指導農業士の認定を受けた者が死亡した場合、地域協議会にて事実確認を行い、確認が取れたうえで、知事に対し、報告する。

2 指導農業士の活動促進

県は、指導農業士の活動促進のため、次の対策を講じる。

- (1) 農業振興センター等が主催する新規就農者育成等に関する会議等への招へい。
- (2) 農業研修希望者の情報提供。

- (3) 新規就農者に対する栽培技術指導及び助言指導の実施に関する研修計画や資料作成等への支援。
- (4) その他、指導農業士の活動促進に必要な対策の実施。

第6 その他

この要綱で定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成14年9月4日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成16年2月27日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成16年7月8日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成18年3月7日から施行する。
- 2 要綱第5の1の(3)のアに規定する、地域担い手育成総合支援協議会が未設置の間における取り扱いについては、市町村、農業委員会、農業協同組合、農業振興センターを構成員に含む協議組織の長が推薦を行う。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成19年4月20日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年8月14日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年5月28日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年6月9日から施行する。